

○苦小牧市企業立地審議会条例

昭和53年3月31日

条例第5号

(設置)

第1条 市内に立地する企業において適正な環境保全対策等が講じられるようにすることにより、良好な環境を保全し、円滑な企業の立地を図るため、市長の附属機関として、苦小牧市企業立地審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(調査審議)

第2条 審議会は、市内に新設又は増設をしようとする工場等で次のいずれかに該当するものその他市長が特に必要と認めるものにおいて講じる環境保全対策等について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

- (1) 工場等(増設の場合は、当該増設に係る部分に限る。[次号](#)において同じ。)の排出ガス量が1時間当たり20万ノルマル立方メートル以上であるもの
- (2) 工場等の冷却排水量が1日当たり15万立方メートル以上又は工程排水量が1日当たり1万5千立方メートル以上であるもの

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者

3 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時に委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、[前条第3項](#)の規定により臨時に置かれる委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が完了したときまでとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審議会に専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、[前項](#)の調査事項について、知識、経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、[第1項](#)の調査結果を審議会に報告したときまでとする。

(委任)

第8条 [この条例](#)に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 [この条例](#)は、公布の日から施行する。
- 2 苫小牧東部工業地帯企業立地審議会条例(昭和49年条例第34号)は、廃止する。

附 則(昭和58年10月7日条例第16号改正)

この条例は、苫小牧市部設置条例の一部を改正する条例(昭和58年条例第15号)の施行の日(昭和58年11月1日)から施行する。

附 則(平成14年3月4日条例第1号改正)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第9号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)